

## 医療 DX 推進体制整備に係る掲示について

1. オンライン請求を行っています
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています
4. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在検討中です
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っています
6. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行う事について、当医療機関の見やすい場所に掲載しています

上記の体制により、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴い、

令和 7 年 8 月 1 日より初診料の算定時に

「医療 DX 推進体制整備加算」を月に 1 回限り算定します

\*当院におけるマイナンバーカードの利用率に応じて  
点数が変わる可能性がありますのでご了承下さい

医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しておりますので

ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。